

有田市消防本部 障害者活躍推進計画

令和2年4月1日

機関名	有田市消防本部
任命権者	有田市消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
有田市消防本部における障害者雇用に関する課題	有田市消防本部においては、職務の特殊性から、これまで障害のある人を対象とした募集・採用は行っていないが、在職中の職員が疾病・事故等により障害者となる可能性もあることから、障害者である職員の活躍や定着のために、より一層の体制整備や取組みが必要である。
目標	
採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</li> <li>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> </ul>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</li> </ul>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者である職員に対しては、意向調査や面談により、必要な配慮等の有無を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</li> <li>○在職中に疾病・事故等により障害者となった者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組みを行う。</li> </ul>
4. その他	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</li> </ul>